



あったか便り



73号

《介護保険負担限度額認定証の更新についてのお知らせ》

【介護保険負担限度額認定証】の申請が、各市町村で始まっております。市町村より更新に関する書類が届きましたら、お早めに手続きをお願い致します。

※更新申請を期間内にしていただかないと、負担限度額認定が認められず、居住費・食費の補助が受けられなくなる場合があります。忘れずに手続きをお願いします。

※更新の期間は、各自治体(市区町村)によって変わります。また、介護に関する法改正により、手続きに必要な書類が多くなっております。必ず市区町村に確認の上、手続きをしていただくようお願い致します。

※更新に関する手続きで、ご不明な点等ございましたら、相談課までお気軽にご連絡ください。

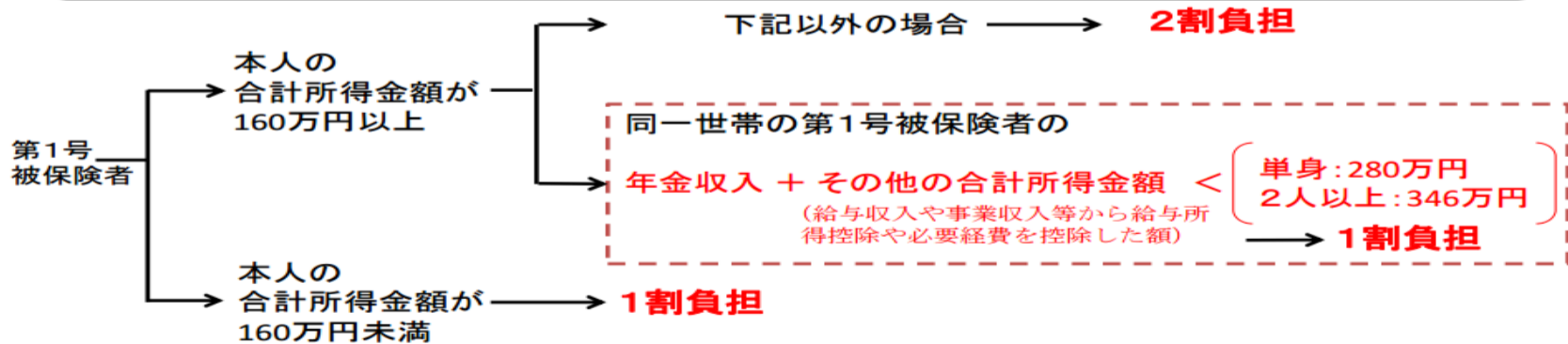
★平成27年8月からの料金のお知らせ★

介護保険の自己負担に関する改正により、下記の表にて2割負担に該当される方は、平成27年8月の請求分より、料金が2割負担となります。そのため該当される方の家族様には、2割負担の確認が取れ次第、料金表の配布・重要事項説明書の差し替えをお願いさせていただきます。

※各市町村より、介護負担割合証が配布される予定となっております。届きましたらあったかの家までお持ちいただくよう

介護保険の自己負担が2割となる「一定以上所得者」の判定基準

- 介護保険の自己負担が2割となる一定以上所得者については、基本的に第1号被保険者である高齢者本人の**合計所得金額**（※1）により判定を行い、世帯の中でも基準以上（**160万円以上**（※2）、**年金収入に換算すると280万円以上**）の所得を有する方のみ利用者負担を引き上げることとする。
- しかしながら、
 - ・ その方の収入が給与収入、事業収入や不動産収入といった**年金収入以外の収入を中心とする場合には、実質的な所得が280万円に満たないケースがあること**
 - ・ 夫婦世帯の場合には、**配偶者の年金が低く、世帯としての負担能力が低いケースがあること**から、以下のように、その世帯の第1号被保険者の**年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円**（※3）未満の場合は、**1割負担に戻すこととする。**



※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

※2 被保険者の上位20%に該当

※3 280万円+5.5万円（国民年金の平均額）×12 ≒ 346万円